

支部ニュース

2012 年 11 月 No. 468

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

●第 24 回ソフトボール大会特集

※自由法曹団東京支部第 24 回ソフトボール大会に参加して・・・・・・・・・・枝川充志

※スポーツ大会に参加して・・・・・・・・・・鶴見祐策

※YOYOGI-PHOENIX のツイット・・・・・・・・・・酒井健雄

※第 24 回 自由法曹団東京支部ソフトボール大会結果

●憲法会議の憲法講座に参加して・・・・・・・・・・酒井健雄

●第 2 回東京労働法講座へご参加を・・・・・・・・・・梅田和尊

●浦田一郎教授の講演「改憲論の現段階―九条改憲

のある改憲とない改憲論を中心に」を聴いて・・・・・・・・・・枝川充志

●若手弁護士へのメッセージ～私の履歴書・・・・・・・・・・渋谷幹雄

●2020 オリンピック東京招致対策会議（第 3 回）のご報告

●10 月 24 日労働生活相談・・・・・・・・・・安藤泰作

●11 月「東部」幹事会へご参加ください・・・・・・・・・・前川雄司

●11 月 22 日「これが橋下改革 現場からの報告」学習会のご案内・・・・・・・・横山 聡

●権利討論集会へご参加を

●幹事会議事録

●日誌



第 24 回ソフトボール大会特集

自由法曹団東京支部

第 24 回ソフトボール大会に参加して

東京支部次長 枝川充志

1 大会全般

東京支部の三大イベントの一つ、恒例の秋のソフトボール大会が 15 チーム参加の下で開催されました。幸いなことに天気は快晴、9 時 30 分から開会式が行われ、9 時 45 分過ぎから 6 つのグラウンドに別れてそれぞれ試合が行われ、15 時過ぎには最終試合が終わりました。

大会を振り返って、まず何よりも大きな事故やケガなどがなく滞りなく終わって良かったと思います。参加者及び関係者のご尽力に感謝いたします。

試合については例年どおり熱い闘いが繰り広げられました。決勝トーナメントの結果をみると、接戦のところもあれば大差で勝敗が決せられた試合があります。実際に試合に出てみると、一発大きな当たりが出て大逆転したり、ちょっとしたエラーが大失点につながるなど、勝負は時の運という言葉がピッタリ当てはまるような試合があり、多くの試合もそうだったのではないかと思います。

コールドゲームの規定、代走の規定、参加メンバー構成のあり方など、独自のルールでできるだけ多くの方が無理なく楽しく参加できるよう心がけた運営がなされていますが、来年の開催に向け、ルールに関しご意見等ありましたら是非お寄せいただければと思います。

2 試合に参加して

ところで私は東京合同ファイターズの一員として参加しました。例年、準備運動をしてもソフトボール大会の翌日は足や腹筋が痛くなり思うように歩けなくなるため、ほどほどの参加にとどめようと思っていました。しかし一試合目は城北に負けてしまったものの、何とか決勝トーナメントに参加できたため、結局、試合に参加し続け翌日そこから中が痛くなるという予想どおりの結末となりました。

さて、決勝トーナメント第一試合目（準々決勝）の相手は代々木フェニックス。上位打線がすごかったのですが、最終回に 4 点とって 13 対 12 で逆転勝利。続いて準決勝は東部法律事務所。ここにも 12 対 11 で逆転



勝利、最終回に6点とってサヨナラ勝ちしました。それにしても東部法律事務所の応援はまわっていて事務所をあげて聞っている様が見て取れました。

決勝は日本労働弁護団。労弁は強いとの前評判がありましたが、東京支部メンバーの意地を見せろとのことで合同にも熱い期待が寄せられました。さすがに5試合目、双方ともボールがなかなか前に飛ばず、点の取り合いにはなりません。しかし合同は2回に6点を取り、7対3で晴れて優勝と相成りました。

試合後の懇親会にはたくさんの人が参加しており、さすがに東京支部のメインイベントの一つだと思われました。しかしトータルで5試合というのは実は相当きついですね。来年もまた快晴の下、負傷者がでず、盛大に開催できればと思います。



スポーツ大会に参加して

第一法律事務所 鶴見 祐策

昨年も参加したが、もっぱら私は審判役だった。今回は「台東協同」と「あかしや」の合同チームに加えてもらえるということで勇躍して会場に向かった。

明るい太陽と爽やかな秋風と緑豊かな公園の中に配置された7つの球場があり、てんでに試合は開始されて歓声がこだました。私自身は、遊び半分のつもりだったのだが、いずれのチームも、メンバーはそれなりの衣装をまとい、活発に動き、大声を発し、しかも勝負の帰趨に意外に真剣なのに気が吞まれてしまった。

わが「台東あかしや第一」チームは、4試合を戦って1勝3敗だった。

私は、途中で3打席に立ったが、フライとゴロと三振だった。打つだけで怪我をされては困るからだと思うが、ちゃんと代走要員が配置されていた。守備は投手もやらせてもらった。強豪の東京法律チームと相対したとき、投げた瞬間にボールが目前にあった。顔面強打で昏倒しかけた。



皆が心配して駆け寄ってくれたが、さいわい下顎辺りの打撃で目立つ怪我もなく続投することができた。守備の拙劣よりも、この場合はバッターの好打が褒められるべきであろう。

大会後の懇親会で枝豆を食べた時に口腔の奥に違和感を覚えた。上顎と下顎にズレが生じたらしい。

その席で突然に表彰されて面食らったが、立派なワインを授かって嬉しくなった。後で知ったが、私が「MVP」だそうなの。改めて東京支部に感謝したい。団の諸兄姉はみな優しい



YOYOGI-PHOENIX のツイート

東京支部事務局次長 酒井 健雄

晴天のもとソフトボール大会に参加しました。

我が代々木総合法律事務所は、事務局長の田中監督を中心に総勢14人が参加しました。チーム名は「YOYOGI-PHOENIX」で不死鳥のように優勝旗の奪回を目指しました。

試合はリーグ戦が①南部五反田連合に2-4で負けるも、②渋共モーリーズには、12-1と快勝し、リーグ突破を決めました。

昼食後のトーナメント戦では、優勝チームの東京合同と最後まで競り合いましたが、13-12で惜敗しました。その後の順位決定戦では振るわず13-2とコールド負けで、8位に終わりました。

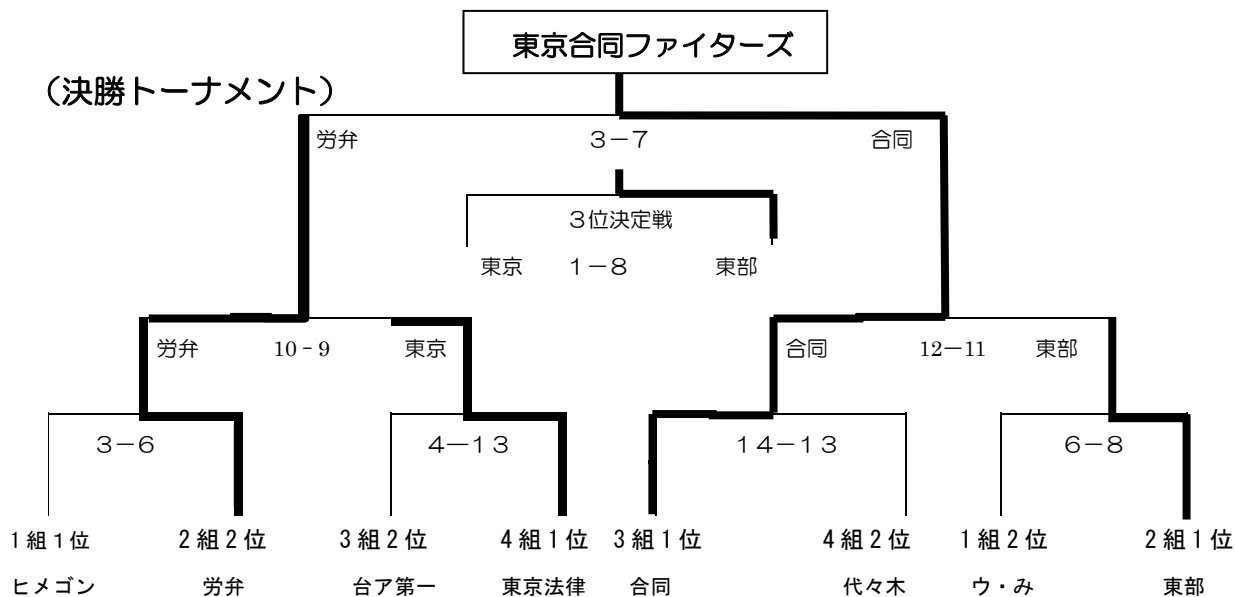
私は補欠でしたが、一応足で1点稼ぎました。足をすりむいたのと筋肉痛で翌日は痛かったのですが、楽しい思い出ができました。また参加したいと思います。

第24回 自由法曹団東京支部 ソフトボール大会結果

優勝	東京合同ファイターズ
準優勝	日本労働弁護団
3位	東京東部法律事務所
4位	東京法律事務所
5位	ウェール&みどり
6位	立川ヒメゴンズ
7位	台東・アカシア・第一連合
8位	YoyogiPhoenix

9位	南部・五反田
10位	ヤコブ・大気
11位	旬報ロイヤーズ
12位	城北法律事務所
13位	三多摩連合
14位	渋共モーリーズ
15位	ヒノキミAllStars

決勝・順位トーナメント結果



(5位～8位決定戦)



(順位決定リーグ 9～15位)

1組	城北	ヤコブ・大気	台東・北千住	南部五反田	勝	敗	引分	得点	失点	順位
城北 予選3組3位		● 1-15		● 5-6	0	2		6	21	12
ヤコブ・大気 1組3位	○ 11-8		● 5-7		1	1		20	8	10
旬報 予選2組3位		○ 7-5		● 4-7	1	1		11	12	11
南部五反田 予選4組3位	○ 6-5		○ 7-4		2	0		13	9	9

2組	ヒノキミ	三多摩	渋共	勝	敗	引分	得点	失点	順位
ヒノキミ 予選2組4位		● 2-8	● 5-6	0	2		10	26	15
三多摩 予選3組4位	○ 8-2		○ 11-5	2	0		19	18	13
渋共モーリーズ 予選4組4位	○ 6-5	● 5-11		1	1		18	3	14

予選リーグ結果 (上位2チームは決勝リーグへ)

1組	葉書ヤコブ	立川ヒメゴンス	ウェール&みどり	勝	敗	引分	得点	失点	順位
葉書ヤコブ		● 4-5	● 1-2	0	2		5	7	3
立川ヒメゴンス	○ 5-4		○ 5-4	2	0		10	8	1
ウェール&みどり	○ 2-1	● 4-5		1	1		6	6	2

2組	労働弁護団	旬報	東部	ひのきみ	勝	敗	引分	得点	失点	順位
労働弁護団		○ 7-0		○ 13-2	2	0		20	2	2
旬報	● 0-7		● 2-10		0	2		2	17	3
東部		○ 10-2		○ 15-4	2	0		25	6	1
ひのきみ	● 2-13		● 4-15		0	2		6	28	4

3組	城北	合同	三多摩	台あ第一	勝	敗	引分	得点	失点	順位
城北		○ 12-11		● 5-9	1	1		17	20	3
東京合同ファイターズ	● 11-12		○ 13-2		1	1		24	14	1
三多摩連合		● 2-13		○ 9-5	1	1		11	18	4
台あ第一連合	○ 9-5		● 5-9		1	1		14	14	2

4組	Yoyogi	南部五反田	東京法律	渋共	勝	敗	引分	得点	失点	順位
Yoyogipheonix		● 2-4		○ 12-1	1	1		14	5	2
南部・五反田連合	○ 4-2		● 7-14		1	1		11	16	3
東京法律		○ 14-7		○ 17-8	2	0		31	15	1
渋共モーリーズ	● 1-12		● 8-17		0	2		9	29	4

自由法曹団東京支部ソフトボール大会 歴代優勝チーム

第一回 東京合同法律事務所
 第二回 東京法律事務所
 第三回 東京法律事務所
 第四回 代々木総合法律事務所
 第五回 東京法律事務所
 第六回 三多摩連合
 第七回 南部五反田
 第八回 南部五反田
 第九回 期成会
 第十回 三多摩連合
 第十一回 三多摩連合
 第十二回 城北法律事務所

第十三回 南部五反田
 第十四回 台東協同法律事務所
 第十五回 南部五反田
 第十六回 旬報法律事務所
 第十七回 旬報法律事務所
 第十八回 代々木総合法律事務所
 第十九回 薬害ヤコブ・東京大気
 第二十回 東京合同法律事務所
 第二一回 代々木 フェニックス
 第二二回 東京合同法律事務所
 第二三回 南部五反田
 第二四回 東京合同ファイターズ

憲法会議の憲法講座に参加して

東京支部事務局次長 酒井 健雄

10月20日に四谷区民ホールで行われた「2012年 憲法講座」に参加しました。

著作の「労働法」などでお世話になっている西谷敏大阪市立大学名誉教授からは、「橋下・維新の会ー憲法・民主主義への『挑戦』」と題する講演がありました。

西谷先生の話は、橋下大阪市長の公務員バッシングのときの言動など具体的なエピソードから、橋下氏と維新の会の問題の本質を探ろうとするもので、とてもわかりやすく、しかし重いお話で

した。

西谷先生の分析によれば、橋下氏は、なんらかの信念を持った政治家ではなく、市民が持っている「フワッ」とした民意を観察し、それを取り上げて政策として打ち出して支持を得ようとする政治手法をとっているとのこと。「フワッ」とした民意の問題意識を取り上げて、その問題を解決するには憲法を変えなければならないと打ち出して、改憲を主張するのが橋下氏のやり方だということです。

したがって、橋下氏と維新の会の問題は、橋下氏個人の問題であるとか、橋下氏の人気が低落してきているとかで済まされる問題ではなく、なぜ市民が橋下氏のような政治家を支持するに至ったのかということが問題の本質だとのこと。

確かに、憲法と人権をまったく無視する橋下氏の公務員バッシングを支持する市民の声も決して少なくありません。その背景事情を、西谷先生は、労働者の置かれた現状に求めます。労働者の3分の1、地方公務員の3割が非正規労働者となることを余儀なくされており、彼らの置かれた厳しい実情と比べれば、正規の公務員の労働条件は「うらやましい、ねたましい」と映ります。また、正社員として働く労働者にとっても、成果主義のプレッシャーや長時間・過重労働を強いられ、賃金水準は年々下がっており、公務員は「ラクな仕事」をして高い給料をもらっていると映ります。そのような労働者の置かれた厳しい現状が、橋下氏の公務員バッシングへの支持に繋がっているのではないかと思います。

また、西谷先生は、市民の人権意識の低下にも警鐘を鳴らします。NHKが行っている「現代日本人の意識構造」調査によれば、表現の自由や労働者の団結権を憲法上の権利であると認識している人の割合は、40年前と比べると2割近く低下しているとのこと。確かに、労働問題に直面したときに、まず労働組合に相談しようという人は多くないようにも思えます。憲法の空洞化という恐ろしい事態が進行しているという指摘は、あたっていると思えます。

橋下氏問題は、民主勢力が護憲の立場から現状に対してどう対処するのかという重い課題を突き付けているのであり、労働者内部の分断の克服と市民の人権意識の強化に向けた運動が我々に求められているというのが、西谷先生の結論でした。

西谷先生のお話を聞いて、今の橋下氏・維新の会とのたたかいだけでなく、第2、第3の橋下氏が登場することを阻止するためにも、いっそう非正規労働者の労働問題への取組みを強め、それを憲法と人権に結びつけていくことが必要だと感じるとともに、多くの労働者が不満と変革を求めている現状は、民主勢力が支持を伸ばすチャンスでもあると思いました。

第2回東京労働法講座へご参加を

旬報法律事務所 梅田 和尊

学者も交えて最新の労働事件・判例について研究・意見交換を行う東京労働法講座、その第2弾のご案内です。

本年6月20日に開かれた第1回東京労働法講座では、弁護士や組合員など約40名が参加して、JAL 整理解雇事件と HTS 団交応諾事件について、國學院大學法学部の本久洋一教授と活発な研究・意見交換等ができました。本久先生からは、JAL 整理解雇事件では、倒産法制と整理解雇法理の関係について整理解雇法理に内在する問題点を踏まえて解説をいただき、HTS 団交応諾事件では、賃金・雇用問題を団交事項とする場合の派遣先の使用者性について、労組法上の使用者性を始めとして、様々な点からアプローチをしていくアイデアを紹介され、学者ならではの、弁護士だけではできないような議論・研究ができました。本久先生は早稲田大学のご出身で小樽商科大学で教鞭を執られておりましたが、近年東京に戻ってこられました。非常に気さくで熱心な先生です。

本久先生からは、弁護士や労働者と継続的に事件等の意見交換等ができる場に参加したいとの申し出をいただいております。

そこで、好評を博した前回に引き続き、下記のとおり、第2回東京労働法講座を企画しました。今回も、弁護士の参加を中心として30名前後でゼミナール形式で本久先生とともに討議を深める企画を実施します。今回、主催者側が取り上げる事件は、①本田技研工業事件と②すき家団交応諾拒否事件の2件であり、①は、最近雇止めにおいて問題となっている不更新条項について判例を下に、有期労働契約に関する労働契約法改正なども関連させて研究し、②は、合同労組に対する団交拒否にどのように対抗するかを研究できればと考えています。参加者からも各自が担当する労働事件や討議したい労働判例などの希望が出た中から選択して1件程度を素材として取り上げたいと思います。また、フリートークの時間も設けて弁護士が持っている疑問や問題意識を喚起して本久先生も含めて討議したいと思います。東京地評のご協力により参加費は無料です。また、終了後は各自に応分の負担で懇親を深めたいと思います。皆さま、ぜひご参加いただきたくご案内申し上げます。

記

(1) 日時 2012年11月28日(水) 16:00～20:00

(2) 場所 東京労働会館(東京地評)7階「ラパスホール」

(JR山手線「大塚駅」または地下鉄丸の内線「新大塚駅」下車7分)

(3) 内容

報告者から、事件及び判決等の内容について報告してもらい、それぞれのテーマについての最近の議論の状況・問題点などについて本久教授にコメントをもらいながら、今後の課題や弁護士及び組合の活動への活用方法について参加者全員で研究する。

① 本田技研工業事件（東京地裁 H24. 2. 17 判決、東京高裁 H24. 9. 20 判決）

テーマ：不更新条項と雇止め ～関連・有期労働契約に関する労働契約法改正

報告者：並木陽介弁護士（旬報法律事務所）

② すき家団交応諾拒否事件（東京地裁 H24. 2. 16 判決、東京高裁 H24. 7. 31 判決）

テーマ：合同労組に対する団交拒否戦術は一般的に通用しない

報告者：笹山尚人弁護士（東京法律事務所）

③ フリートーク

- ・個別相談事項
- ・次回に報告・討論をしたい事項
- ・今後の持ち方
- ・その他

浦田一郎教授の講演「改憲論の現段階－九条改憲のある改憲とない改憲論を中心に」を聴いて

東京支部次長 枝川充志

去る10月20日（土）、四ッ谷区民ホールで開催された憲法会議主催の標記講演に参加しました。

浦田教授は、大きく①「解釈改憲と集団的自衛権論」、②「九条改憲のある改憲論」、③「橋下徹大阪市長の『民主主義的』改憲論－九条改憲のない改憲論」の現状について、それぞれお話しをされました。

①について興味深かったのは、政府解釈の下、9条で自衛隊が認められるのはそれが自衛のための必要最小限度の実力だから、という前提がある中で、集団的自衛権も必要最小限度であればよいという議論があるとの指摘です。

自民党は2012年7月、「国家安全保障基本法案」を作成しました。これには「集団的自衛権」という言葉は入っていません。浦田教授によれば言葉を出さないことで目立たないようにしているとのことでした。

しかし条文を見ていくと、「国際連合憲章に定められた自衛権の行使については、必要最小限

度とすること」（２条２項４号）、「我が国と密接な関係にある他国に対する、外部からの武力行使が発生した事態であること」（１０条１号）等の規定が盛り込まれ、実質的には集団的自衛権の行使を容認する建て付けになっており、「自民党は、法案という形でハッキリ（集団的自衛権に）踏み込もうとして」（浦田教授）います。

もともと集団的自衛権は、保有していても９条の下では行使できないという「国際法上保有、憲法上行使不可」というのが政府解釈です。ですから、集団的自衛権も必要最小限度であればよいということにならないはずです。必要最小限度というのは、９条の下、個別的自衛権として自衛隊の存在が認められる根拠付けに他なりません。必要最小限度だから自衛隊の存在も許されるという理屈であって、これを集団的自衛権の行使を容認するための理屈には使えないはずです。しかし自民党はこんな議論を無視して、必要最小限度なら集団的自衛権も認められるという議論をしているのです。

次に②について浦田教授は、自民党の「日本国憲法改正草案」について批判を加えました。基本的には２章「安全保障」条項の問題性、その他としての「天皇の元首規定」（１条）、「改憲要件の緩和」（１００条１項）、「国民の憲法尊重擁護義務」（１０２条１項）についての指摘です。興味深かったのはここでも集団的自衛権に話が及び、自民党の石破氏が「米軍基地の撤去を認めたければ、集団的自衛権の行使をできるようにすべき」と主張をした点です。

浦田教授曰く「集団的自衛権を認めたら、アメリカは基地を撤去するのか、集団的自衛権の下、アメリカの戦争に狩り出され、従属性が一掃深まるのではないか」。日米対等論の中で集団的自衛権が持ち出されますが、集団的自衛権を認めれば対等になるのか、何をもって対等というのか、対等の内実がまったく不明という言わざるを得ません。

最後に③について、橋下市長の改憲論です。橋下市長の改憲論の大きな特徴は、統治機構の規定を変えることを先行させ、手続きを変えれば人権の規定は簡単に換えられるという考え方があってのではないかと（浦田教授）という指摘です。また、橋下市長が９条改憲を明示的に謳わずこれを国民投票に委ねるとしていること、さらに特徴的なこととして首相公選論を掲げている点が指摘されていました。

全体として「決定でき、責任を負う民主主義」という理念を掲げる中、多数から支持を得られる政策を掲げる傾向があり、有権者から信任を得られることに重きを置いているとの分析をされていました。世論におもねる政策を掲げるということでしょうか。あえて９条改憲を言わない、しかし９条改憲を国民投票に委ねる、これは新しいタイプの改憲論、との指摘がありました。

総じて、潜在的に９条を何とかしたいという思いが通底にあることはいずれの方向性にも見出され、浦田教授はそのことを詳細に分析しながら指摘されていました。市民の犠牲を増やし、反米感情を高め、負のスパイラルに墜ちているアメリカの戦争（大治朋子著「勝てないアメリカ」岩波新書）に参加できるようにすることが何を意味するのか。理屈をこね回すのではなく、戦闘行為の結果がもたらす現実に向け、９条の持つ意味をあらためて思い起こす必要があると思いました。

若手弁護士へのメッセージ～私の履歴書

渋谷・仁藤法律事務所 渋谷 幹雄

東京支部から連絡があり、何か書くようにとの電話であった。長い間、自由法曹団の活動に参加していないので大変申し訳ないと思ったが、せっかくのチャンスなので自分の若いときのことをかいてみることにした。

1 私の生い立ち

私は1936年北海道の函館で生まれた。3歳のとき父の仕事の関係で上京し、当時の蒲田区糺谷に住むことになった。小学校は糺谷国民学校に入学した。戦争が激しくなって、羽田の飛行場が空爆の対象とされたので、多摩川に近い仲六郷に移転した。

1945年の春にアメリカのB29による空襲で私の家も、父の会社も全焼した。その夜、蒲田、大森、川崎は火の海となり、私達家族は多摩川の川の水につかって九死に一生を得た。私は、小学校3年であった。

2 青森への疎開

私達家族は函館に逃げたかったが、連絡船がないということで父の親戚を頼って青森県の野辺地町に疎開した。私は野辺地町の小学校で終戦を迎え、小学校を卒業し、野辺地中学に入学した。

3 再び東京へ

私は昭和27年1月の中学三年3学期のとき、東京の高校を受験するため上京し、大田区(戦前の蒲田区と大森区は合併して大田区となっていた)の大森第四中学校に転校した。住むところがないので中学校の近くの新聞店に住込みで働くことになった。高校は大井町にある都立大学附属工業高校(後に高専になった)に入学し、昭和30年3月に卒業した。

4 司法試験をめざして

高校三年のとき、進路について迷ったあげく進学して法学部に入り、国家試験を受けようと思った。新聞販売店で生活から抜け出して自立したいと考えたのである。

昭和30年春、明治大学に入学し、2年のとき父に頼んで父の工場でバイトをさせてもらうことになり、新聞店はやめた。大学2年のとき明治大学に新しい研究室(司法試験の受験指導をする)ができたので入室した。大学4年のとき受験したところ運よく合格した。一緒に合格したなかに鶴見祐策さんがいる。彼も在学中であった。

5 修習生時代のこと

私は1959年4月に13期生として紀尾井町の研修所に入所した。前期のクラスでは豊田誠さんや仲田晋さんなどが一緒であった。入所間もなく青法協に誘われて参加した。クラスの大半が青法協に入ったと記憶している。実務修習は横浜であった。同期には高橋融さんらがいいた。12期には鍛冶利秀さんや陶山圭之輔さん(故人)らがいいた。

やがて60年安保闘争が始まった。私達は横浜から国会へ何回となくデモに参加した。横浜時代は先輩弁護士と憲法の学習会や社会科学の勉強をした。

6 黒田事務所時代のこと

1961年4月、当時の黒田事務所(現在の東京事務所)に入所した。高橋融、中村洋二郎、山花貞夫(故人)、角尾隆信さんらも一緒に入所した。5人もの新人が入ったので事務所の台所は火の車であった。給料も遅配していた。しかし皆元気に活動し、活発に議論していた。

黒田事務所では小島成一先生から一般民事事件の指導を受け、松本善明先生からは労働事件の指導を戴いた。上条先生や坂本先生など先輩の仕事も勉強になった。この一年間の実務の勉強がその後役立った。

7 松本善明事務所時代

1962年春に黒田事務所から分離して松本善明事務所(現在の代々木事務所)が設立されることになった。私も新事務所に参加することになった。これは当時の地域事務所のハシリではないかと思う。

松本事務所では地元の人々のために24時間体制で弾圧対策などをやることになり、私と妻は事務所の一階の奥にある6畳1間の和室に住むことになった。トイレも共用であった。

事務所開設後しばらくして中野民商に対する弾圧が始まり、連日連夜その対応に走り回った。労働事件や一般事件も続々と発生して多忙を極めた。

松本善明さんは二回目の選挙で国会議員に当選した。

8 三多摩事務所設立のこと

当時、三多摩地区では労働運動の高揚期で解雇事件が多発し、又、選挙活動や政治活動に対する弾圧(ビラまきや戸別訪問など)が激増していた。そのため、多摩地区に法律事務所を作ることになった。

私達は東京中央法律事務所と共同で三多摩事務所を設立した。メンバーは松本事務所から私と斉藤展夫(18期)、東京中央事務所からは同期の手塚八郎(故人)、川口巖(14期)が参加して1967年春立川市に事務所を作った。

三多摩事務所はその後毎年弁護士を増員して活動を広げていった。昭和49年(1974年)のデーターによると、労働事件50件、公安事件15件、行政事件17件などで一般事件とあわせ各弁護士は100件近い事件を処理していた。

9 甲府合同事務所のこと

三多摩事務所を開設して3年目位に山梨県に事務所を作ってほしいとの要望があった。地元の人々と協議した結果、甲府修習であった寺島勝洋(故人)を中心に設立することになり、甲府市内に事務所を開設した。

10 三多摩地区のその後

事件の激増などで立川市にある三多摩事務所だけでは三多摩地区全体をカバーすることが難しい状況となっていた。

昭和49年(1974年)5月八王子合同事務所を作ることになり、斉藤展夫、飯塚和夫、佐治融、久留達夫の4人の弁護士で八王子市に新事務所を開設した。

その後、昭和53年(1978年)4月三鷹市に武蔵野事務所を開設し、川口巖、盛岡暉道、須合勝博、原口紘一弁護士らが武蔵野地区を中心に活動することになった。

これによって三多摩事務所は三分割されたわけである。それぞれの事務所はその後順調に発

展している。

11 私の独立について

私は三多摩地区の事務所配置が完了したこと、立川市に革新市政が誕生したことを機に独立することを考えた。

昭和46年(1971年)8月に地元立川市では三多摩労協、社会党、日本共産党、市民運動の力によって阿部行蔵さんを市長に当選させた。これは「明るい立川をつくる会」という民主的な連合組織のパワーによるものであった。私は「明るい会」の運動に参加して阿部市長を支え、市政の仕事を法律家の立場からサポートすることになった。

昭和49年12月には正式に阿部市長から立川市の顧問弁護士の辞令を戴き、行政事務に関する相談にのったり、紛争の解決にあたることになった。残念なことに阿部市長は二期目の選挙で惜敗し、保守の市長が就任した。以後、代々保守の市長が続いている。しかし、私はその後も立川市の顧問弁護士として市政に関する法律問題の解決にあたっている。

こうしたなかで、昭和54年(1979年)に私は三多摩事務所から独立して仁藤峻一弁護士と共同事務所を作ることになった。以来33年間現在の事務所で仕事をしている。

自由法曹団の活動は、三多摩事務所を退所してからほとんど参加出来ない状況となっている。しかし自分の仕事のよりどころは若いときと同じ団の基本方針の方向であると考えている。自由法曹団の団員の皆さんのますますの活躍を願ってやまない。

2020 オリンピック東京招致対策会議 (第3回)のご報告

10月29日、オリンピック東京招致対策会議をもちました。議論の概要は以下のとおりです。

1 名称の決定

同会議の名称を「異議あり 2020オリンピック東京招致」集会実行委員会と決定しました(以下、「実行委員会」)。

2 カウンターレポートについて

実行委員会では、2020オリンピック東京招致に反対の意見とその理由を表明したカウンターレポートを来年1月上旬までにIOCに提出する予定です。

今回の実行委員会ではこのカウンターレポートの案の内容を検討し、2020オリンピック東京招致について、①招致を利用して都市の再開発を進めること等が主目的と考えられ、「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神を持って理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」というオリンピックの精神に反していること、②競技日程が運動のために最悪であり、競技にも観戦にも適していないこと、③海水や放射性物質等の競技環境の悪さ、④首都直下型地震への具体的対策が明らかでないこと、⑤交通事情の悪さ、⑥競技会場等の施設の改修や建設費用が明確にされておらず、最終的には開催のために高額のコストが都民の負担とされることが予想される

等の問題点を指摘することについて話し合いました。

3 申請の取り下げ要請

オリンピック招致活動は、石原都知事のイニシアティブで行なわれてきましたが、先日同知事が辞任したため、実行委員会では、東京都に対し、オリンピック招致申請の取り下げを要請することになりました。要請は11月13日午前10時より都庁で行う予定です。また、都知事選候補者に対しても、取り下げの要望書、公開質問状を出すことを検討することになりました。

4 実行委員の増幅

野鳥の会、新建築技術者集団（防災関連の意見を聞く）日本科学者会議にも実行委員会への参加を呼び掛けることになりました。

5 今後の予定

次回11月の実行委員会では、カウンターレポートの改訂版、公開質問状等について検討する予定です。次回会議日程は、11月26日10時～12時、場所は団事務所です。興味のある方は奮ってご参加ください。

以 上

10月24日 労働生活相談会

安藤 泰作

品川で街頭での労働・生活相談会は、品川ではひさびさの取り組みで、目黒駅で行ったのはおそらく初めてです。

自由法曹団東京支部のよびかけにこたえ、区内の労働組合協議会、生活と健康を守る会、五反田法律事務所、渋谷共同法律事務所そして私たち日本共産党も駆けつけ、相談の呼びかけと案内チラシ付きのティッシュを配布しました

白石たみおさんは、区内の青年から寄せられている雇用への不安の声を紹介しながら、マイクで相談会を案内。雇用環境や労働法制そのものの改善を、と訴えていたところ、時間内に2名の方が相談席に座りました。

相談に来た71歳の方は、清掃の仕事をしているが、いつまでつづけられるかわからない。時給も安く、マンションの管理費もはらえなくなってきた。生活保護のことで公明党の議員に同行してもらったが、役に立たない。このままでは、水道も止められてしまう。どうやっていけばいいのかと、話していました。

日も短くなり、すっかりあたりは暗く、寒さを感じる季節になりましたが、年末に向け、一人で悩まず相談を、と呼びかけるこうした姿を見せることは大切だと感じました。



11月「東部」幹事会へご参加ください

幹事長 前川雄司

団東京支部40周年記念座談会で、幹事会をそれぞれの地域で開くようにしたらどうかという提起がありました。6月には八王子で幹事会を開き、30名を越える団員が参加して盛会でした。幹事だけでなく多摩地域の団員が多数参加し、地域の活動や事件などを報告していただき、大変有意義でした。幹事会終了後の懇親会も盛り上がり、楽しく交流することができました。

そこで、9月の幹事会で、11月の幹事会は東部地域で開こうということになりました。

東京東部法律事務所にご相談したところ、錦糸町の会議室を確保していただきました。会場の都合で午後4時30分には終了しなければなりませんので、時間をいつもより30分繰り上げて午後1時30分から開始とさせていただきます。

終了後、1時間ほど錦糸町駅前で街頭宣伝行動を行い、その後5時30分ころより懇親会を開催いたします。

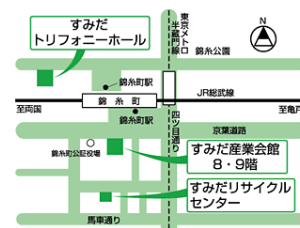
東部地域の団員のみなさん、11月「東部」幹事会と懇親会にぜひご参加ください。幹事だけでなく、多くの団員、事務局員のご参加をお願いします。

石原都知事の突然の辞任、12月の都知事選挙、比例定数削減や改憲、秘密保全法をめぐる動き、原発問題や震災復興など、重要な課題が山積しています。活発な議論と交流を期待しております。

●日時 11月21日（水）午後1時30分～4時30分

場所 すみだ産業会館会議室3（右地図）

午後5時30分～ 懇親会



支部メーリングリストに是非登録ください

東京支部では、支部団員の交流や情報を共有するために、支部メーリングをつくっております。支部団員の方であれば、だれでも登録できます。

登録を希望する方はメールにお名前と共に「支部メーリングリスト参加希望」と書き、**dantokyo@dream.com**のアドレスに送ってください。

これが橋下改革～「現場からの報告」学習会のご案内

事務局長 横山聡

11月22日緊急に上記の学習会を、団本部との共催で実施します。大阪府知事時代に始まり、公務員バッシング、文化破壊、教育への介入などと進展してきた「橋下改革」ですが、今や大阪地方の1勢力にとどまらず「維新八策」などと前時代的な名称の「マニフェスト」を提唱し、新自由主義と構造改革の推進、定数削減による民主主義の破壊などを唱えて、国政進出が明らかになってきています。しかも、急遽都知事を辞任した石原氏と手を結んで勢力を拡張させようとする情勢です。ここは、東京でも、大阪で行われた「橋下改革」の実態を学び、最近の大阪での支持急落を勝ち取っている大阪での「対橋下戦略」を学んで、東京で迎え撃つための準備をするべきだと思います。（こういうことを書くから、わたくし「異様に戦闘的」などと言われるのでしょうか？）講師は、大阪で実際に「橋下改革」の波に晒された高校教員で全教副委員長の長尾ゆりさんと、橋下ツイッターを丁寧にフォローして、情報提供・情報分析を行った62期の大阪の楠晋一団員です。東京で、石原都政を4期13年半継続させてしまった反省を胸に、これ以上新自由主義・構造改革と教育破壊・公務員バッシングをのさばらせないよう、ぜひ学習して議論しましょう。なお、終了後、いつもの「えんまや」で懇親会です。こちらだけでも、どうぞ、よろしく。

日 時 11月22日18時～20時 場 所 団事務所

テーマと講師 橋下「教育改革」が子ども達と学校になにをもたらしたのか

長尾ゆり（全教副委員長 大阪高校教員）

「橋下改革の実態と団大阪支部の闘い」楠 晋一（62期 大阪支部団員）

さあ、みんなで考えよう！

権利討論集会へご参加を

第5回東京地評労働者の権利討論集会が、12月9日（日）12時30分～17時45分、東京労働会館（JR大塚駅から約5分）で開催されますので、ぜひご参加いただきたくご案内申し上げます。

1 記念講演

本久洋一教授（國學院大学法学部教授）

「最近の労働判例の傾向と労働組合の課題」（仮）

2 分科会

(1)第一分科会 「団交・組合活動の権利のたたかい」

合同労組の団交拒否問題、弁護士・社労士らによる悪質な組合潰し攻撃、ファンドの企業買収問題などの議論を予定しています。

(2)第二分科会 「非正規・雇止めのたたかい」

松下PDP最高裁判決とこれに続く不当判決をどう克服するか、新たな派遣・有期法制の問題点とこれに対するたたかいなどの議論を予定しています。

(3)第三分科会 「解雇とのたたかい」

整理解雇法理の緩和を許さないたたかい、ますます巧妙化するリストラ手法とのたたかいなどの議論を予定しています。

(4)第四分科会 「パワハラ、うつ病、職場復帰」

代々木病院の天笠崇医師、笹山尚人団員、菅谷幸彦産業カウンセラーによるパネルディスカッションを予定しています。

本年は、多くの重要判決、派遣・有期法制の改正、電機業界の大規模リストラなどの労働事件に関連して注目すべき出来事が相次ぎました。団員の皆さんも多くの労働事件を抱えておられると思います。当該や関係者の方々にも声をかけていただき、ふるってご参加くださいますようお願いいたします。

幹事会議事録

1 本部総会総括

- ・安倍の自民党総裁就任に対する危機感～憲法明文改悪の危険性が大、同時に解釈改憲も
- ・橋下が支持率を低下させて、大阪の人たちの元気が出てきた
- ・テーマが多すぎて議論が散漫になった印象もある。もっと絞っても良かったのでは
- ・半日ツアーが非常によかった。浜岡原発の危険性がよくわかった
- ・経営問題について、岐阜では検討会をやりはじめている。愛知でも、特別報告集で長谷川団員が詳細に書いている。長崎の原団員もよく研究している。この3カ所については注目する必要があるのではないか。
- ・名古屋北事務所のホームページは非常に充実しているので、参考にすべきではないか。

2 比例定数削減

- ・中選挙区議連への働きかけが必要か。中選挙区は中途半端な制度なので、3人区にするのか5～6人区にするのかで、民意の反映度合いがかなり変わる。団としても、どういう制度を目指すかについて明確なビジョンを持つ必要があるのではないか。参議院との対比は。
- ・29日に国会が開会することはまず間違いない。自民党は、解散時期を明確にしないと審議に応じないと言っているが、ある程度審議に応じてくる可能性もある。その場合に、0増5減の法案が再提出される可能性がある。団としても、テーマを明確にして、中選挙区議連に任せきりにしないことが必要。比例代表を強く打ち出す必要性あり。
- ・最高裁判決を受けて、参議院改革についての姿勢を出す必要。これも比例でいくしかないのでは。この点、まだ議論が不足している。両院ともに適切な選挙制度を考える必要がある。
- ・最高裁判決は、このままで7月の参議院選挙をむかえた場合、選挙無効にすると断言しているのでは。4増4減でも足りないという判断。一部無効判決もあり得るのではないか。
- ・4月までに改正がなされれば7月の参議院選挙には間に合う。

3 憲法問題・秘密保全法

- ・秘密保全法については、アーミテージ報告で制定せよと指令が来ている。原発推進もそうであ

る。日弁連でも秘密保全法反対の取り組みが進んでいる。

- ・議員まわりをする必要がある。まだ知られていない可能性が高い。
- ・日米軍事同盟の日米共同作戦の実現のためにある、というのはそうだが、減多にやっていないので、日米共同での武器製造・開発が目的と見る必要がある。武器輸出3原則緩和とも絡む。
- ・当面、本部の対策本部に加わっていく。まわりに声をかけて日弁連などの集会に参加する。
- ・大衆向けの宣伝物作成も必要ではないか。本部と協力して作成し広げるべき。

4 橋下問題

- ・11月22日 本部と共催で橋下問題の勉強会を行う。全教副委員長長尾氏と大阪の若手弁護士が講師。
- ・今回の件は週刊朝日の大失策。

5 税と社会保障

- ・社保協から講師派遣の依頼。北千住、城北、南部、代々木、三多摩に依頼済み。
- ・社保協から加盟の打診。加盟につき承認。

6 労働

- ・12月9日地評の権利討論集会に、閉会の挨拶と、分科会3つ（団交、非正規雇い止め、解雇）にそれぞれ1人ずつ助言者を出してほしい。それぞれ支部から要請。→閉会挨拶は幹事長
- ・事件につき報告したい団員がいれば募集する。
- ・12月8日本部の全国会議。改正労働契約法施行前に潜脱するために契約等を整備しておく動きがある。更新制限をかける動き、無期転換後の中間的な就業規則を作っておくという動きがすでに出てきている。アンテナを張って、団の告発が必要ではないか。

7 震災原発

- ・弁護団の人員不足が深刻。課題が多くあるので追いついていない。依頼者にも焦りが出てきている。できるだけ行って手伝ってほしいとの要請があり支部団員も答えて欲しい。

8 都政、オリンピック

- ・オリンピック招致ファイルカウンターレポートのたたき台ができた。10月29日の準備会までに意見を集める。
- ・11月10日防災バスツアー。霞ヶ丘の国立競技場からスタート。→都知事辞任で延期へ

9 支部創立40周年

- ・リレーランナーは若手に配布。

10 スポーツ大会

- ・審判と事務局の弁当、懇親会は支部負担。

日誌 10月5日～11月4日

10月 5日 国民救援会東京都本部総会

9日 共同センター9の日宣伝

10日 本部治安問題委員会／「自衛隊をウォッチする市民の会」設立総会

- 15 日 都民連世話人会
 17 日 本部労働問題委員会
 20 日 総会（プレ企画）
 21～22 日 静岡・焼津本部総会
 24 日 支部幹事会・目黒駅労働生活相談会
 25 日 共同センター幹事会
 26 日 第 24 回自由法曹団東京支部ソフト大会
 27 日 横田基地もいらない・市民交流集会
 29 日 2020 年オリンピック第 3 回意見交換会
 30 日 本部市民問題委員会／本部事務局会議
 11 月 1 日 司法総行動
 2 日 支部事務局会議／第一回弾圧対策会議
 6 日 原発問題委員会／本部教育問題委員会
 8 日 本部労働問題委員会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ

NEW

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

★多くの先生からのご要望を受け、今年度から制度ラインナップに追加！

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

NEW

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<月払保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、・職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<月払保険料表>

団体割引25%、業種級別1級、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

	対象期間：70歳まで			
	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03(3349)3240

(SJ11-07214、平成23年10月27日)